第３号議案

**2022現業・公企統一闘争の推進(案)**

【闘争の基本的な目標】

１．住民が安全・安心して暮らすために必要な公共サービスを提供できるよう第１次闘争に取り組みます。まず、人員確保をはじめとした課題解決にむけた取り組みを強化、さらには、直営(よりそれに近い)による質の高い公共サービスを確立するための体制整備をめざします。基本目標を「住民の未来に貢献できる、自治体責任による質の高い公共サービスの確立」として取り組みます。

【闘争の具体的日程】

２．取り組みの推進にむけて以下の日程で取り組みます。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 第１次闘争 | 第２次闘争 |
| 職場点検・職場オルグ | ２月～４月 | ― |
| 第１回闘争委員会 | ４月中 |  |
| 職場討議・要求書作成 | ４月22日～５月13日 | ― |
| 要求書提出ゾーン | ５月16日～５月26日 | ９月26日～10月６日 |
| 住民アピールゾーン | ２月～３月 | ９月１日～10月６日 |
| 回答指定基準日 | ５月27日 | 10月７日 |
| 交渉強化ゾーン | ５月27日～６月２日 | 10月７日～10月13日 |
| 全国統一闘争基準日 | ６月３日 | 10月14日 |
| 協約締結強化月間 | ７月 | 11月 |

【闘争の重点課題】

３．現業・公企職場における諸課題を踏まえ、重点課題については、以下の通りとします。

（１）現業・公企職場の直営(よりそれに近い体制)を堅持します。

　（２）質の高い公共サービスの確立にむけて新規採用を獲得します。

　（３）高齢期でも安心して働き続けられる職場を確立します。

　（４）60歳を超える職員・再任用職員を含めた技能労務職員の賃金改善に取り組みます。

　（５）現場の知識・経験を活した政策の実現にむけ労使協議を行います。

（６）災害への対応や感染症への対策など危機管理体制への強化に取り組みます。

　 (７）公務災害の撲滅にむけた労働安全衛生活動を確立します。

　（８）コンセッション方式(公設置、民間運営・開発権の譲与)導入や安易な事業統合を行わせません。

　（９）県域水道一体化への自治体参加の意志を確認します。と同時に雇用・賃金・労働条件を維持・改善します。

　（10）会計年度任用職員の処遇を改善します。

　（11）業務上必要となった資格の取得にかかる費用の公費負担をめざします。

　 （12）事前協議の確認と協約の締結、およびすべての労使合意事項に対する協約の締結をめざします。

【闘争本部体制】

４．2022現業・公企統一闘争本部体制は、以下の通りとします。

闘争本部長　　委員長

副闘争本部長　県本部副委員長

現業評・公企評議会議長

事務局長　　　書記長

事務局次長　　書記次長

現業評・公企評議会事務局長

闘争委員　　　各単組委員長、県本部執行委員

【闘争の戦術配置】

５．戦術については、２月28日に開催予定の中央本部第２回拡大闘争委員会で具体的な戦術が確認されます。１時間ストライキを基本に、少なくとも29分時間内食い込み集会、時間外集会やビラ配布行動等に取り組むこととします。

【第１次闘争における統一闘争の具体的な進め方】

６．第１次闘争での県本部・単組の取り組みは、以下の通りです。

(１)　要求書作成にむけた職場点検・職場訪問（２月～４月）の取り組み

１)単組の取り組み

　ア．現業・公企評議会の未設置単組は、県本部と力を合わせ、評議会結成をめざします。

　イ．すべての組合員が一体となった取り組みを推進するため、単組に闘争委員会を設置します。その上で、本部がつくった統一闘争マニュアルを活し、単組での議論を行います。

　ウ．本部がつくった職場チェックリストモデルをもとに、職場の点検・職場訪問に取り組み、現業・公企職場における人員の現状や組合員の要求や不満などを把握します。

エ．春闘期の県本部「公共サービスにもっと投資を！」キャンペーンに積極的に参加します。

　オ．職場の点検・職場訪問で出された課題や４月の人員配置状況を把握し、要求をまとめます。その上で、職場集会等を開催し、単組全体で１年間の職場要求について確認します。

　カ．現業・公企しか持たない労働協約締結権を確固たるものとするため、労働組合法に基づく評議会規約の整備に取り組みます。

　キ．本部が作成したモデル要請書を参考に、たとえ１項目でも良いので、首長宛の要請書を作成し、すべての組合員の参加をはかり取り組みます。

２）県本部の取り組み

　ア．県本部全体で闘争を推進するために闘争委員会を設置します。また、拡大闘争委員会などを開催し、すべての単組が結集できる基準日の設定や現業・公企統一闘争に取り組む必要性を明確にします。その上で、全単組での闘争となるよう県本部の指導体制を確立します。

　イ．県本部役員と県本部評議会役員による計画的な単組訪問の実施や市職評・町村評との連携など、闘争体制の確立・強化をめざします。そして、要求書作成の支援を行います。

　ウ．闘争体制の強化にむけた意思統一を行うため、決起集会、街宣行動に取り組みます。

エ．春闘期の「公共サービスにもっと投資を！」キャンペーンに積極的に参加し、現業・公企職場の問題を市民にアピールします。

　オ．現業・公企評議会未設置単組に対し、評議会等の結成を支援します。

カ．現業・公企しか持たない労働協約締結権を確固たるものとするため、単組における評議会規約を把握し、不備がある場合には規約整備するよう取り組みます。

　キ．各単組が取り組む要請書に対する署名行動に対し、すべての単組が支援するよう取り組みます。

ク．本部が４月に開催する現業組織集会などに積極的に参加します。また労働協約締結権の重要性について学習します。

　ケ. 単組での交渉の後押しとなるよう本部が作成する直営堅持や人員確保することを目的にした「首長宛のモデル要請書」を活用します。

　コ. 本部現業評議会の４月拡大全国幹事会、４月公営企業評議会「公営企業集会」に積極的に参加し、2022現業・公企統一闘争の推進にむけた意思統一に参画します。

(２)　職場議論・要求書の提出（５月）について

１）単組の取り組み

　 ア．職場点検・職場訪問で明らかになった課題を要求書に反映するため十分な職場討議を実施します。その上で、確認された事項で要求書を作成します。また、作成した要求書を組合員に伝えるなど全組合員が参加する統一闘争を追求します。

　イ．職場議論で確認した要求書について、単組の取り組み状況に応じて要求書項目別の提出時期を明確にします。

　ウ．そこで確認された要求時期のうち、第１次闘争で提出するものについて県本部が設定した日程で要求書を提出します。

　エ．要求書の提出時にあわせて、組合員が署名した要請書を当局に提出します。

２）県本部の取り組み

ア．県本部で設定した要求書提出・交渉実施の達成にむけ、各単組での統一闘争の取り組み状況の点検・把握を行います。その上で、これまで取り組みが行えていない単組はもとより、前年度取り組みが行えていない単組に対して、徹底した訪問を展開します。

　イ．県の市町村振興課に対し、総務省からの指摘を理由とした採用や賃金の抑制に繋がる指導・助言を行わせないよう要請行動を実施します。

(３)　交渉強化ゾーン

１）単組の取り組み

　ア．すべての要求項目に対し、粘り強い交渉を展開します。

　イ．交渉状況について単組と県本部と情報を共有するなど県全単組が統一した行動となるよう取り組みます。

２）県本部の取り組み

　ア．単組における要求書提出・交渉実施（予定も含む）状況を把握するとともに、集約結果を本部に報告します。

　イ．県本部が設定したヤマ場への結集を促すとともに、県本部における到達基準を明確にするなど、全単組が統一したたたかいとなるよう取り組みます。

　ウ．単組実情にあわせ交渉支援を行います。

　エ．県本部における闘争推進体制を「担当者まかせ」にすることなく県本部全体で産別統一闘争に取り組む体制を確立します。

３）本部の取り組み

　ア.第１次闘争のヤマ場（６月２日）に闘争本部会議を開催し、全国の単組における要求書提出・交渉実施（予定も含む）状況を共有するなど、産別統一闘争としての取り組みを強化します。

　イ.第１次闘争のヤマ場（６月２日）を基本にすべての単組が交渉を終了するまで待機体制を維持します。その上で、県本部からの情報提供、交渉に対する助言等、県本部・単組と一体となった取り組みを行います。

(４)　全国統一闘争基準日

１)単組の取り組み

　ア．全組合員参加による統一行動を配置します。

　イ．交渉や妥結内容、さらには今後の継続課題などを全組合員に報告し、単組課題について情報を共有します。

２）県本部の取り組み

　ア．単組における戦術行使、報告集会を支援します。

【第１次闘争終了後の点検・検証と第２次闘争にむけた取り組み】

７．第１次闘争の点検・検証、さらには第２次闘争の取り組み推進にむけて本部・県本部・単組は以下の取り組みを行います。

　　(１)単組の取り組み

　１）交渉で妥結した内容について、協約締結をします。

　２）継続協議となった項目などについては、県本部と連携し、課題の前進にむけ、議論

を行います。

　(２)　県本部の取り組み

　１）県本部で設定した要求書提出・交渉実施に対する到達目標の達成にむけ、各単組の取り組み状況を点検・把握します。その上で集約結果を本部に報告します。

　２）第１次闘争における取り組み状況を把握し、強化すべき視点を明確にするなど第２次闘争での闘争推進にむけて中間総括を行います。

　３）労使合意に至った事項について協約化にむけた取り組み状況を点検し、すべての単組で協約が締結されるよう取り組みを強化します。

　４）骨太方針2022が閣議決定された段階で開催される「自治体現場力による質の高い公共サービスを実現する集会」に積極的に参加します。

　５）「命の水」の大切さをアピールするため、８月１～７日に開催される「第38回自治労水週間」にむけて水の公共性を住民に訴える場として水週間の「１県本部１行動」の取り組みに結集します。

　　(３)本部の取り組み

　１）第１次闘争における取り組み状況を把握し、強化すべき課題や骨太方針への対応など第２次闘争での闘争推進にむけて中間総括を行います。その上で、骨太方針への対応や第１次闘争の総括に基づく追加方針を８月の定期大会で提起するなど第２次闘争の推進にむけ取り組みます。